

令和7年第2回定例会

1 日 時 令和7年1月22日（水）16時30分から17時15分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者	東京都選挙管理委員会	委員長	澤野	野島	正善	明司
		委員長職務代理	野島	小林	正正	司則
		委員	小橋	林	正局	剛長
		委員	事務	務務	課課	長長
			総選	務選	3	名
			書	記		

4 議 事

< 議 案 >

1 東京都議会議員選挙の選挙期日の決定について

2 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取り消しについて

< そ の 他 >

1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	ただ今から令和7年第2回定例会を開会いたします。 本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の数は、東京都選挙管理委員会傍聴人規定第2条により、5名以内と定められておりますが、同条ただし書きを適用し、本日は9名の傍聴を認めます。 傍聴人に方に申し上げます。傍聴される方々は、東京都選挙管理委員会傍聴人規定に従い、傍聴してくださるようお願いいたします。 本日は、2件の議案を予定しております。
委 員 長	それでは議案第1号「東京都議会議員選挙の選挙期日の決定」について事務局より説明を求めます。
事 務 局	《議案第1号について説明》
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	まず、最初に確認しておきたい。 今の説明では、日曜日を前提にした場合には5つの候補日があるということだが、これまでの都議選について、選挙期日はどのようになっていたのか。
事 務 局	参院選と同じ年に行われた直近3回の都議会議員選挙は、それぞれ、平成25年が6月23日、平成13年が6月24日、平成元年が7月2日となっている。それぞれ、今回と同様に7月中旬に参議院議員選挙の執行が予想されていたため、期間の重複が生じることのないよう早期に実施されたものである。
委 員 長	他に御質問・御意見ございますか。
委 員	資料の中で、選挙期日を決定するに当たって考慮すべき事項として、災害による繰延投票や再投票を行う場合に備えた日程の確保ということが挙げられているが、これまで、災害等により投票日が延期された例はあるか。 また、災害等による投票日の延期は、どのような場合に適用されるのか。
事 務 局	繰延投票や再投票は投票所単位で適用される制度であるが、平成22年2月27日に行われた青森県のおいらせ町長選挙では、投票日当日に発表された大津波警報を受けて投票中であった沿岸の3投票所を急遽閉鎖し、これらの投票所については、公職選挙法の規定により、翌週の日曜日に再投票が実施された。 また、公職選挙法による投票日の延期が適用される場合としては、天災その他避けることのできない事故が原因で投票所が開設できない場合や、投票所への交通が遮断され、有権者が投票所にたどり着くことができないような場合が想定されている。 なお、延期の手續としては、現場を管理する区市町村選挙管理委員会が投票延期の必要性を判断の上、選挙を管理する都選管に延期の届出を行い、それを受けて都選管が延期の可否を判断することとなる。

委 員 長	他に御意見・御質問ございますか。
委 員	今年は、7月に参議院議員の任期満了を迎えるが、資料の中の選挙期日を決定するに当たって考慮すべき事項として、有権者及び候補者の混乱を避けるために、参議院議員選挙とは選挙期間を離す必要性が挙げられている。参議院議員選挙の日程感はどうなっているか。
事 務 局	参議院議員選挙については、任期満了前30日以内に執行する必要があるが、任期満了日の30日前が、参議院の閉会日から23日以内にかかる場合においては、参議院閉会日から24日以降30日以内に行うことが、公職選挙法により規定されている。 今年の場合、通常国会召集日が1月24日となることから、会期延長がない場合、前述の規定に該当する期間内の日曜日は、7月20日のみとなる。 このため、今年の参議院議員選挙は、公示日が7月3日、選挙期日が7月20日になることが予想されている。
委 員 長	それでは、私からも質問します。過去の実例、災害への備え、参議院議員選挙との関係から、事務局案では、6月22日を提案したとの説明があった。 一方、参院選日程との関係でいうと、6月29日でも重複は避けられることから、支障は少ないようにも思う。なぜ6月22日の選挙なのか。具体的な理由はあるか。
事 務 局	御指摘のとおり、予定通りに選挙が執行される場合、6月22日及び29日は、どちらも参院選の選挙期間とは重複しない日程になる。 ただし、災害が発生した場合の繰り延べ投票に備える観点から、7月3日公示、7月20日投票日が見込まれる参議院議員選挙から最大限離して執行する必要があると考える。 また、二つの選挙が近接する場合、選挙制度や投票方法が異なることから、候補者の選挙運動が適切に行われ、有権者にも混乱が生じないように、十分に配慮する必要がある。 加えて、現場で投開票所の運営やポスター掲示場の設置管理などを行う区市町村選管からも、二つの選挙を限られた執行体制の中で、適正かつ円滑に執行するためには、可能な限り離れた日程としてもらいたい旨の要望が寄せられているところである。 これらを総合的に勘案し、より多くの都民の投票行動に結びつけながら、両選挙を着実に執行する観点から、6月22日が最も適切だと考える。
委 員 長	他に御質問・御意見ございますか。御質問・御意見がなければ、御諮りいたします。議案第1号について了承することに御異議ございませんか。
委 員	《異議なし》
委 員 長	御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第2号「不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定

取り消し」について事務局の説明を求めます。

事務局 《議案第２号について説明》

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。ないようですので、御諮りいたします。議案について原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

委員 《異議なし》

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第２号は、原案のとおり決定いたしました。それでは、「当面の日程」について事務局より説明を求めます。

事務局 《当面の日程について説明》

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。御質問・御意見がなければ、当面の日程について了承することといたします。次回の定例会は２月１２日に開催することといたします。

 その他、これまでの議題について、何か御意見等ございますか。

 特にないようですので、以上をもちまして、本日の委員会は閉会といたします。